

事 務 連 絡
令和3年4月28日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等
に係る留意事項等について

今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から、令和3年5月以降の都道府県及び重点措置以外の地域（以下「その他都道府県」という。）における催物の開催制限等に係る留意事項等について、別添のとおり事務連絡がまいりました。

本事務連絡に記載のその他都道府県における催物の開催制限については、当面6月末まで別添に示す目安を継続、また、特定都道府県及び重点措置区域である都道府県においては、令和3年4月23日付け内閣官房コロナ室長事務連絡の目安を継続するので、併せてご留意願います。

また、今後の感染状況等に応じ下記取扱いに変更があり得ることもご留意願います。7月以降の取扱いについては、改めて内閣官房コロナ室より通知がある予定ですので、改めて周知いたします。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、上記ご周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】別紙ご参照

【添付資料】

(別添1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡

「特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項等について」

注:催物の開催制限に係る留意事項の具体的内容は別紙1,2を参照のこと

(ご参考)令和2年11月12日付事務連絡【事務連絡】来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

(ご参考)令和3年4月23日付事務連絡【別添2】基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について

(ご参考)令和3年2月4日付事務連絡(別添1)【内閣官房事務連絡】緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について